

## 銚子市生涯学習アドバイザー登録制度要領

### 1. 目的

銚子市生涯学習アドバイザー（以下「生涯学習アドバイザー」という）登録制度は、市民が「誰でも自由に学び、学んだことが生かせるまちづくり」を目指しアドバイザーと学習者がともに、身近なところで楽しく学習を展開することで、豊かな人間関係とコミュニケーションを援助することを目的とする。

### 2. アドバイザー事業について

アドバイザーに登録し、学習者のニーズにこたえるための指導・援助等を行う。

### 3. 登録

経験等により体得した技術・技能・知識などを持ち、ともに学習できる方で、積極的に市民の学習要望に応じられる方。

### 4. 登録申込み、登録取消し

(1)アドバイザーとして登録申込みを行おうとする方は、所定の用紙に必要事項を記入して銚子市教育委員会社会教育課生涯学習室へ申し込んでください。

\*登録手順 登録申込み用紙（登録カード）を社会教育課生涯学習室へ提出→登録

(2)登録されたアドバイザーが活動困難になったときは、登録取消しの申出を行ってください。なお、本目的に反する行為をしたときは、登録を取り消すこともあります。

### 5. 登録の分野

アドバイザーの登録の分野は、次のとおりです。

- (1)生活伝承文化（郷土料理・陶芸等）
- (2)健康増進（食生活・健康相談・スポーツ等）
- (3)社会奉仕（子ども会・社会福祉等）
- (4)教養・趣味（郷土史・英会話・書画等）
- (5)施設ボランティア（展示説明・対面朗読等）
- (6)その他（学校教育における地域学習や特別活動での補助活動等）

### 6. 依頼申込み

- (1)アドバイザーを依頼するグループ、サークル及び団体等は、学習活動の場所を用意して、直接アドバイザーに申し込みをしてください。
- (2)詳細については、アドバイザーと依頼者とで打ち合わせください。
- (3)営利目的、政治目的、宗教目的等の活動依頼には応じられません。

### 7. 謝礼等

- (1)アドバイザーに対する謝礼は、原則として無料とします。ただし、双方の協議により支払うこともできるものとします。
- (2)交通費、教材費等に要する費用は、依頼者が負担するものとします。

連絡先

銚子市教育委員会 社会教育課生涯学習室  
電話 0479-22-3315